東北しんきん健康保険組合　主たる事務所　宮城県仙台市青葉区大町一丁目二番六号
三菱化学健康保険組合　主たる事務所　東京都港区芝四丁目十四番一号
三菱レイヨン健康保険組合　主たる事務所　東京都港区港南一丁目六番四十一号
兼松健康保険組合　主たる事務所　東京都中央区築地二丁目三番四号
東海染工健康保険組合　主たる事務所　愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二十八番十二号
住友化学健康保険組合　主たる事務所　東京都中央区新川二丁目二十七番一号

○経済産業省告示第百三十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十四年六月十二日

経済産業大臣　枝野　幸男

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5135	株式会社ベリーズ	宮城県仙台市若林区卸町東二丁目二番一号	平成二十四年三月三十日から平成二十五年三月二十九日まで
5136	土佐鰹水産株式会社	高知県幡多郡黒潮町佐賀八百六番地五	平成二十四年五月七日から平成二十五年五月六日まで
5137	株式会社スタンドサービス	福島県郡山市富田町字町西四十四番地の八	平成二十四年五月二十八日から平成二十五年五月二十七日まで

○国土交通省告示第七百二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

松ノ木田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の松ノ木田川の中心線から左右各岸四メートルまでの土地の区域（平成九年建設省告示第三百七十五号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

新潟県柏崎市西山町妙法寺字松ノ木田　二二三六番一　一号
二二五七番一　二号
一二九六番二　三号
字仲村　一二九六番一　四号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

熊谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十五年建設省告示第千三十四号で指定した同号六十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市浦川原区大字中猪子田字東山　二八〇七番四　一号
二八〇七番三　二号及び三号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から九号までを順次結んだ線及び標柱四号と九号を昭和四十五年建設省告示第千三十四号で指定した同号六十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市浦川原区大字中猪子田字幸崎　二八四一番　四号
二八三八番二　五号及び六号

大字上猪子田字太郎太　一〇八一番　七号及び八号
一〇八〇番　九号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十号から十三号までを順次結んだ線及び標柱十号と十三号を昭和四十五年建設省告示第千三十四号で指定した同号六十に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市大字中猪子田字東山　二八四七番二　十号
二八六六番一　十一号及び十二号
二八六六番三　十三号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

薬師川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を昭和四十七年建設省告示第二千百八十四号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市長浜　一六九二番一　一号から三号まで
字向坂　一七〇一番　四号
字横谷　一七〇〇番一　五号
字金岩谷　一六九九番一　六号
字やふつかい　二〇四三番一　七号及び八号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱九号から十八号までを順次結んだ線及び標柱九号と十八号を昭和四十七年建設省告示第二千百八十四号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市長浜字大中ツル子　二〇五二番一　九号から十二号まで
二〇五二番二　十三号
二〇四八番一　十四号
二〇四八番二　十五号から十八号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十九号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱十九号と三十一号を昭和四十七年建設省告示第二千百八十四号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市長浜字たきのり　二〇八七番二　十九号から二十二号まで
二〇八六番二　二十三号から二十五号まで
二〇八五番二　二十六号
二〇六四番二　二十七号から三十一号まで

ニ　次に掲げる土地に存する標柱三十二号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱三十二号と三十五号を昭和四十七年建設省告示第二千百八十四号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市長浜　字たきのり　二〇六五番一　三十二号及び三十三号
字なんてひら　二〇六二番一　三十四号
字たきのそ　二〇五四番　三十五号

ホ　次に掲げる土地に存する標柱三十五号と三十六号を結んだ線及び標柱三十五号と三十六号を昭和四十七年建設省告示第二千百八十四号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市長浜字たきのそ　二〇五四番一　三十五号及び三十六号

○国土交通省告示第七百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県隠岐郡西ノ島町大字美田字宮崎　一号
三一五〇番　二号及び三号
三一四三番　四号
三一四六番五　五号
三一四六番一　六号
三一四九番一地先道路敷